

# 中部森林管理局随意契約見積心得

中部森林管理局

平成 2 3 年 1 2 月

## 中部森林管理局随意契約見積心得

### (目的)

第1条 中部森林管理局所掌の物件の買入れ、修繕、工事、製造及びその他の契約に係る随意契約を行う場合における見積りその他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱細則（昭和37年大蔵省令第52号）、法令その他で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### (仕様書等の熟覧)

第2条 随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）は、仕様書、図面、契約書（案）、請書（案）、現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧のうえ見積りしなければならない。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員に説明を求めることができる。

### (見積書の提出等)

第3条 見積書は、別記様式1又は任意様式により、封かんの上、見積者の氏名、（法人にあつては法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ）に提出しなければならない。

2 見積者は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書は郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、表封筒に封かんの上、「見積書在中」と朱書きして書留郵便とし、契約担当官等あて親展で提出しなければならない。

3 見積者は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、これを引き替え、変更又は取り消しをすることができない。

4 見積者は、代理人をして見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（別記様式2）を契約担当官等に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。

なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする。

5 見積者は、暴力団排除に関する誓約事項（別記様式3）について、見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

### (公正な見積りの確保)

第4条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54

号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意志についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。
- 3 見積者は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

(無効の見積り)

第5条 次の各号の一に該当する見積りは無効とする。

- 一 委任状を持参しない代理人のした見積り
- 二 記名、押印を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて、同一人が2通以上なした見積り又は見積者若しくはその代理人が他の見積者の代理をした見積り
- 六 見積時刻に遅れてした見積り
- 七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 八 暴力団排除に関する誓約事項(別記様式3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第6条 見積書を提出した者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

ただし、同価格の見積者が2名以上あるときは、直ちに見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。

- 2 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再見積書の提出)

第7条 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度見積りを行うことがある。この場合、第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積りについても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあつては、見積り執行回数は原則として2回を限度とする。

- 2 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、

契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。

- 3 第1項の見積りには、郵便により見積りを行った者又は前条に規定する無効の見積りを行った者は参加することができないものとする。

(契約書等の提出)

第8条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案及び暴力団排除に関する特約条項（別記様式4）に記名押印のうえ、速やかにこれを契約担当官等へ提出しなければならない。

- 2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。

- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

- 4 当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づく協議を行わなければならない。

- 5 契約の相手方は、契約書を作成する旨の通知を受けたときは、品名、規格、単価、数量及び価格を明示した内訳書を契約書の末尾に貼付しなければならない。

(異議の申立)

第9条 見積者は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第10条 この心得に掲げるほか、見積りに必要な事項は、別の指示によるものとする。

附 則

この適用は、平成23年12月15日からとする。

## 見 積 書

平成 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 〇 〇 〇 〇 殿

(見 積 者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

(代 理 人)

氏 名

㊟

¥

---

件 名 :

---

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び現場説明事項を承知の上、  
見積りします。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙寸法は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 代理人による見積りの場合は、見積者の印は不要とする。



## 別記様式 3

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。

#### 別記様式 4

#### 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所  
氏 名 印

受注者 住 所  
氏 名 印

(注) 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。